

高度成長期の薬害と家族・消費

——日本のサリドマイド事件の場合

長谷川 達朗

はじめに

- 1 サリドマイド事件の概要と資料群の編成
- 2 「子供たちの未来をひらく父母」の会の成立・展開と被害者
- 3 裁判の開始と被害者
- 4 名倉妙子とサリドマイド事件

おわりに

はじめに

(1) 問題関心と本稿の課題

サリドマイド事件とは、サリドマイドを含有する睡眠薬・鎮静剤（イソミン他）や胃腸薬（プロバン M）を妊婦が服用したことで、胎児の四肢、内臓、耳などの成長に著しい影響を与えた薬害で、これを契機に表面化した様々な問題を指す⁽¹⁾。高度成長期は、水俣病や四日市ぜんそくなどの産業公害とならんで、サリドマイドやスモンなど多くの薬害が発生した時代でもある。しかし、四大公害病や典型七公害と比較して、薬害への社会的関心や研究蓄積は少ないように思われる。本稿は、高度成長期に起きた薬害の一つであるサリドマイド事件に今一度光を当て、その歴史の再検討を試みるものである。

ところで、法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズは、高度成長期以降の環境問題や市民運動に関する資料を所蔵しており、その中にはスモン⁽²⁾やサリドマイドといった薬害に関する資料が多数存在する。筆者は、環境アーカイブズのリサーチアシスタントとして「川俣修壽・サリドマイド事件関係資料 第三次寄贈分（受入番号:0051）」⁽³⁾の整理作業を担当し、2021年に公開に至っている。本稿では、資料整理担当者の立場から「川俣修壽・サリドマイド事件関係資料」の概要と

(1) 川俣修壽（2010）『サリドマイド事件全史』緑風出版。

(2) 薬害スモンについても、過去に特集が組まれている。「【特集】薬害スモン関係資料の整理と活用」『大原社会問題研究所雑誌』730号。

(3) 以下、第三次寄贈分と表記する。この他に環境アーカイブズでは、「川俣修壽・サリドマイド事件関係資料 第一次寄贈分（受入番号:0006）」と「川俣修壽・サリドマイド事件関係資料 第二次寄贈分（受入番号:0034）」も所蔵している。以下、それぞれ第一次寄贈分と第二次寄贈分と表記する。

編成について述べる。その上でさらに、当該資料群を用いてサリドマイド事件について検討する。

（2）先行研究

薬害に関しては、発生した原因を解き明かすことを目的として研究が積み重ねられてきた⁽⁴⁾。高野哲夫は、高度成長期に起こった15の薬害事件の包括的検討と、特にスモン事件の詳細な分析をしており注目される⁽⁵⁾。その他に、手記から薬害被害者が運動に向かう過程を明らかにした研究や⁽⁶⁾、薬品を含めた科学技術と報道の関係を検討した研究⁽⁷⁾などが存在する。また、近年は松枝由枝子によってアリナミンや向精神薬などの大衆保健薬について研究が進められている。

サリドマイド事件に注目したものとしては、環境アーカイブズに当該資料群を寄贈した川俣修壽による研究が最も重要である。川俣は、自身が大学生だった1971年から支援者として事件に関わってきた。和解によって裁判が終結したことを「これで良かったのか」と自問した川俣は、資料を収集し「サリドマイド事件の全記録のデータベース作りを目指」した⁽⁸⁾。その結果、今日までに『サリドマイド事件全史』と『サリドマイド事件日誌』（全4巻）を発刊している。両著では、裁判や運動について検討し、特に和解に至る歴史的プロセスが明らかにされている。サリドマイド事件を評価するのに和解は最も重要なテーマの一つといえるが、この点について筆者が新たな知見を加えることは困難である。そこで本稿では、サリドマイド事件の過程に高度成長期という時代の特徴がどのように刻印されているのかを論じる。そのためにここでは、環境社会学者飯島伸子の議論から手掛かりを探りたい。

飯島の議論の特徴の一つは、薬害や産業公害の関係性について、社会構造との関わりでその見取り図を示したことである。飯島は、資本主義経済の矛盾が及ぼす影響がはじめに工場で働く労働者に現れ（労災）、次いで工場周辺の地域に広がり（公害）、最終的に商品流通を媒介して全国に広がる（消費者災害）という見取り図を示した。これに即して言えば、薬害は消費者災害に位置づけられる⁽⁹⁾。しかし、産業公害や生活公害と比べて、消費者災害である薬害や食品公害を扱った研究は少ない⁽¹⁰⁾。薬害を研究する意義の一つは、消費をめぐる問題にスポットを当てうることだといえよう。この点と関連して、薬害に関する先行研究では、高度成長期の薬害が戦後復興と軌を一にした大衆薬消費の増加によって起きたことが指摘されている⁽¹¹⁾。また、伊藤公雄は、薬害を日本における薬品の消費文化の歴史に位置づけることを試みており重要である⁽¹²⁾。本稿では、第一に、大衆薬

(4) 宝月誠編（1986）『薬害の社会学——薬と人間のアイロニー』、片平冽彦（1994）『構造薬害』農山漁村文化協会、浜六郎（1996）『薬害はなぜなくなるらないか——薬の安全のために』日本評論社など。

(5) 高野哲夫（1981）『戦後薬害問題の研究』文理閣。

(6) 栗岡幹英（1993）『役割行為の社会学』世界思想社。

(7) 御代川貴久夫（2013）『科学技術報道史——メディアは科学事件をどのように報道したか』東京電機大学出版局。

(8) 前掲書『サリドマイド事件全史』「あとがき」。

(9) 以下、飯島の議論に関しては全て飯島伸子（1984）『現代社会研究叢書 環境問題と被害者運動』学文社。

(10) 食品公害であるカネミ油症については、宇田和子（2015）『食品公害と被害者救済——カネミ油症事件の被害と政策過程』東信堂や堀田恭子による一連の研究が存在する。

(11) 前掲書『戦後薬害問題の研究』、前掲書『構造薬害』など。

(12) 伊藤公雄（1986）「日本人とくすり」前掲書『薬害の社会学』所収。

がどのように被害を生み出すことになったのかを、被害者の性格や社会階層と関連付けて検討する。第二に、薬品を消費することに対する被害者の意識が、被害の後どのように変化したのかを明らかにする。

飯島の議論のもう一つの特徴は、公害や薬害による被害について、被害当事者の身体的被害だけでなく、被害者に対する差別・偏見や被害者家族への影響など、生活全般に関わる問題を論じた点である⁽¹³⁾。特に本稿との関わりでは、飯島が家族にまで議論の射程を及ばせていたことが重要である。サリドマイド事件では、妊婦が薬を服用し、その被害は子の障害として現れた。育児、教育だけでなく運動の面でも親が大きな役割を果たすことになったのがサリドマイド事件の特徴である。よって本稿では、薬害被害をどのように受け止め、運動が進められたのかを被害者家族をめぐる問題として論じたい。高度成長期の薬害事件の中に、当該期の家族を取り巻く規範がどのように表れたのかを明らかにする。

近年進んでいる高度成長期を対象とした歴史研究では、当該期に出現した大衆消費社会が家族のあり方と密接な関係を有した事が明らかにされている⁽¹⁴⁾。薬害を通して、高度成長期の「家族」と「消費」の関係についても考察を深めたい。

(3) 本論の構成と使用する資料

本稿では、環境アーカイブズが所蔵する第一～三次寄贈分の川俣修壽・サリドマイド事件関係資料を中心に、適宜事件関係者による手記や著作も使用する⁽¹⁵⁾。

第1節では、サリドマイド事件の概要について説明した上で、当該資料群の編成について説明する。第2節では、被害者団体である「子供たちの未来を開く父母の会」（以下、父母の会と略記）を事例に、被害者と被害者団体の性格を明らかにする。その上で、父母の会の1960年代後半の運動についても述べる。第3節では、父母の会の一部が裁判を起こす過程について、被害者らが裁判と被害をどのように捉えていたのかに触れながら明らかにする。最後の第4節では、1974年10月に和解に至る過程で原告、支援者、弁護士らの思惑が錯綜する様子を、支援者で原告団事務局に勤めていた名倉妙子の残した資料を用いて明らかにする。

1 サリドマイド事件の概要と資料群の編成

(1) サリドマイド事件と資料群の概要⁽¹⁶⁾

サリドマイド剤は西ドイツのグリュネンタール社で開発され、欧州を中心に世界中で販売され

(13) この点については、飯島の思索の過程を検討した友澤悠季による研究から重要な示唆を得た。友澤悠季（2014）『問い』としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房。

(14) 倉敷伸子（2013）『消費社会のなかの家族再編』、安田常雄編『社会を消費する人びと——大衆消費社会の編成と変容』岩波書店。大門正克（2015）『高度成長と日本社会の変容』、『岩波講座 日本歴史』第19巻、岩波書店。

(15) 本稿には、故人も存命の人物も登場する。引用する資料や著作の中では本名が明かされている場合も多いが、原則個人名は明かさずイニシャルで表記する。団体の代表者など、すでに一定の知名度を有する人物に限って実名で表記する。

(16) サリドマイド事件の基本的な経過については、前掲『サリドマイド事件全史』。

た。日本では、すでに西ドイツで販売されていたことを理由に、1958年に簡単な審査を経て販売が開始された。しかし、その後西ドイツではサリドマイドによる催奇形性が医師レントンによって指摘され（レントン警告）、グリュネンター社は1961年11月26日に販売を停止した。こうした情報は日本にも入り、大日本製薬はイソミンの広告を停止し、西ドイツに調査員を派遣した。しかし、「レントンの発表は科学的根拠がない」とされ販売は継続された。なお、広告には「小児・妊産婦にも安全」と記載されているものもあった⁽¹⁷⁾。大日本製薬がサリドマイド剤の出荷停止を決断したのは、漸く1962年5月になってのことであった。しかし、対応の遅れや回収の不徹底によって1962年をピークに多数の被害児が誕生したことが確認されており、最終的に300人余りが被害児として認定された⁽¹⁸⁾。1960年代に、被害者の一部が国や製薬会社を提訴し、1974年に和解が成立した。

環境アーカイブズの所蔵する川俣修壽・サリドマイド事件関係資料は、事件関係者の川俣が収集したものである。川俣は、大学に在籍していた1971年に友人に誘われたことをきっかけに支援者として事件に関わるようになる。大学卒業後は、ジャーナリストとして活動が続けてきた。

サリドマイド事件では、全国8地裁で訴訟が提起された。当該資料群は、川俣が関わった東京地裁関係のものが大半を占める。資料の多くはファイルされるか、封筒に詰められており、川俣が入手した時点でそのようにまとめられていた記録と本人が整理したものが混在していると考えられる。

(2) 川俣修壽・サリドマイド事件関係資料の編成

当該資料群の編成については、環境アーカイブズのリサーチアシスタントとして第一次寄贈分を整理した一人である橋本陽の論考が存在する⁽¹⁹⁾。第二・三次寄贈分も共に、橋本の考案したシリーズ編成を踏襲する形で整理されている。よって、ここでは橋本の議論に拠りながら資料群の編成について説明する。

川俣修壽・サリドマイド事件関連資料の成り立ちを単純化すると、次頁図1ようになる。この資料群は、川俣が運動に携わる中で自ずと蓄積された資料、川俣が意図して収集した資料、川俣の活動を聞きつけた個人や団体から寄贈された資料から成り立つ。資料の寄贈者や収集元を正確に把握することができれば、それを出所とした編成が可能である。寄贈者の情報に関しては、『サリドマイド事件全史』の「あとがき」に記されている。だが、「あとがき」に書いてないことは、公表を憚るのかつには、メールで書いたり話したりできない⁽²⁰⁾という事情もあり、資料一点一点の出所を特定することは不可能である。また、川俣が資料を入手・保管していた時の資料のまとめ方や状態についても知ることはできない⁽²¹⁾。

そこで橋本は、「環境アーカイブズに寄贈した川俣を超えて、川俣に渡された資料が、どのような場所や社会的関係性から成立するに至ったかを想定し」、「出所を抽象的に作成」することで、シ

(17) 大日本製薬が発行する自社製品の広告「薬の手帖」に掲載されていることを確認した（資料ID：0006P0137）。

(18) ここには出生前後に死亡した胎児の数は含まれない。当時調査を実施した医師梶井正は被害児を1,200人と推定している。平沢正夫（1965）『あざらしっ子』三一書房、32頁。

(19) 橋本陽（2014）「個人文書の編成——環境アーカイブズ所蔵サリドマイド関連資料の編成事例」『レコード・マネジメント』66号。

(20) 過去に環境アーカイブズスタッフと川俣氏がメールのやり取りをした記録。

(21) 前掲論文「個人文書の編成」。

図1 資料の来歴

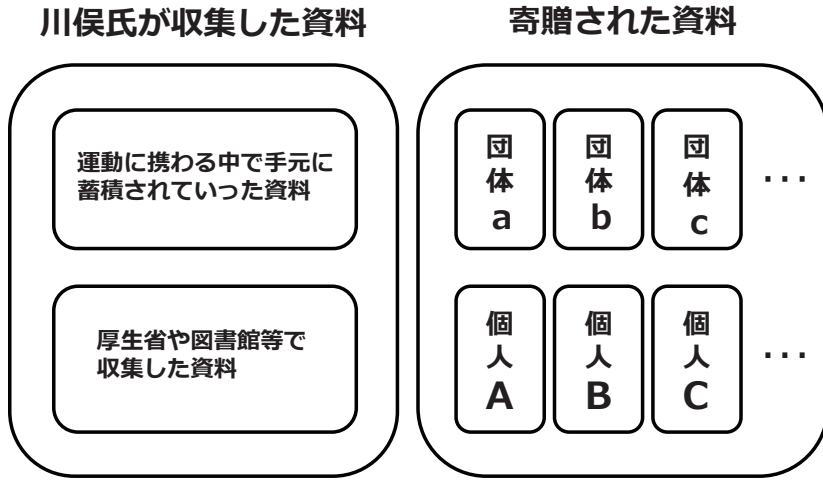
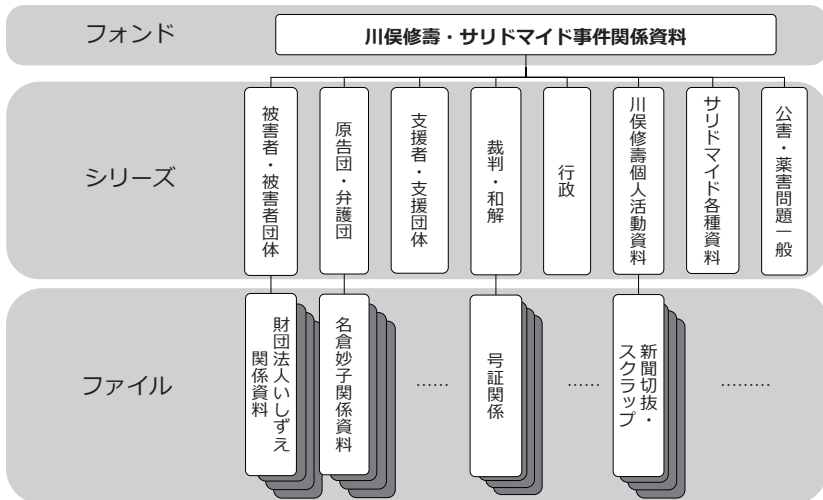


図2 シリーズ編成案



リーズ編成を試みた⁽²²⁾。これにより、原秩序の復元が困難な個人収集資料のシリーズ編成が実現され、筆者も橋本の方法を踏襲して第三次寄贈分の目録を作成した。しかし、第三次寄贈分の目録を川侯氏自身に確認してもらったところ、橋本が資料や組織の性格を誤認していた箇所があることが判明した⁽²³⁾。そこで筆者は、橋本の考案したシリーズ編成を叩き台に、川侯氏から意見聴取をした上でシリーズ編成を再考した。以上の経緯を経て筆者が作成した編成案を示したのが図2である。

(22) 同上。

(23) 誤認について筆者も気が付かなかった。また、第一次寄贈分の整理作業は橋本一人で担当していたわけではない。複雑な個人の収集アーカイブズを第三者が整理する困難さでもある。

2 「子供たちの未来をひらく父母の会」の成立・展開と被害者

(1) 「子供たちの未来をひらく父母の会」の成立

1960年12月22日、朝日新聞朝刊の「声」欄に「生まれた子には親指がない」と題する投書が掲載された⁽²⁴⁾。投書の主は、後に父母の会を結成する飯田進である。この時飯田は、妻が長崎での被ばく経験を持つことから放射能の影響を疑っており、原因がサリドマイドだとは考えていなかった。

世界的には、レント警告やマクブライドによる指摘を契機として1961年頃からサリドマイド剤による催奇形性が疑われ、対策が講じられるようになっていた⁽²⁵⁾。厚生省や日本企業がこうした動きに即座に対応しなかった点は上述した通りで、1962年頃からサリドマイド剤に関する報道が国内でも増加した⁽²⁶⁾。それを目にした飯田は妻に薬の服用について確かめ、子の障害が薬害によるものであることを知った⁽²⁷⁾。1963年には、「同じような苦悩と戦っている全国の親たちへ「小さな力を集めよう」と呼びかけ、同年3月に「先天性異常児父母の会」を結成した。同会は、「先天性異常児の援護体制強化促進要請」を厚生大臣に提出するなどの活動を続け、1964年11月9日に財団法人「子供たちの未来をひらく父母の会」に改組した⁽²⁸⁾。

父母の会は、障害に関する「治療や訓練、学校教育への対応」の模索と「親同士の情報交換とたすけあい」といった「サリドマイドおよび類似の障害に対応する」ための組織であった。また、「特定の患児を有する両親の相互扶助ないしは公的機関に対する交渉団体としての性格を」持っていた⁽²⁹⁾。サリドマイド事件の被害者による運動は、その初期から「患児を有する両親」を中心としていたことをここで指摘しておきたい。父母の会は、小児病院建設を目指し寄付金を募る青い鳥マッチ運動や、交流を目的としたキャンプなどを実施⁽³⁰⁾した。具体的な活動については後述する。

1960年代前半には、飯田だけでなく各地で声をあげるサリドマイド事件の被害者が現れており、報道によって被害を認識した者が多い。その一人である京都の中森黎悟は、大日本製薬との直接交渉や衆議院への請願を実施している。豊橋のYは大日本製薬を直接訪問するが相手にされなかったため、被害を証明するために妊娠中の自分の妻にイソミンを飲ませる「人体実験」を行い批判にさらされた。こうした取り組みについて川俣は、「東京と名古屋以西の被害者活動の基本的な違いは、東京は荒井の東大系、その後、飯田の厚生省系と権威、行政に被害児の治療・社会生活能力の確保など問題解決の働き掛けをしていった点だ。(中略)一方、名古屋以西はすでに書いたように、国会に請願、人権擁護局に人権侵害を訴えるなど国の制度を利用しながら同時に大日本製薬に直接交渉に向いた」と述べている⁽³¹⁾。父母の会の方針が裁判闘争を目的としたものではなく、サリド

(24) 「生まれた子には親指がない」『朝日新聞』1960年12月22日朝刊。

(25) マクブライドはオーストラリアの医師。栢森良二(1997)『サリドマイド物語』医歯薬出版。

(26) 前掲書『科学技術報道史』。

(27) 飯田進(2003)『青い鳥はいなかった——薬害をめぐる一人の親のモノローグ』不二出版、36-37頁。

(28) 飯田伸一編(1987)『子供たちの未来をひらく父母の会史』(資料ID:0051-4-032)、16頁。

(29) 前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』。

(30) 同上。

(31) 前掲書『サリドマイド事件全史』83-84頁。

メイドに限らない障害児の生活向上や親同士の連帯を企図していた点は特徴的なものだった。

(2) 被害者の性格

睡眠薬について川俣は「この頃の日本社会は、つわりは我慢すべきものという風潮が強」かったと述べている。また、サリドマイド事件の被害家庭に関して「インテリの家庭から生まれた奇形児の多い」⁽³²⁾ という指摘も存在する。本稿でこれらの特徴の真偽を確かめる用意はないが、こうした言説が存在することは、被害家庭の性格を検討するヒントになるだろう。ここでは、父母の会が実施した『サリドマイド禍家庭の実態調査報告』⁽³³⁾ を用いて、被害家庭の性格について検討する。

この調査は、サリドマイド被害家庭の「その生活と意識との実態をあきらかにするとともに、そこにみだされる損失にたいする社会的な規模での対策と補償とについての要求のありかたをさぐる」としたもので⁽³⁴⁾、調査対象は父母の会会員の63家庭（ほとんどがサリドマイド被害者）⁽³⁵⁾である。次頁表1は被調査家庭世帯主の職業を示している。1965年の15歳以上男性就業者の産業別人口では、農林業が約18%、製造業が約26%でありサリドマイド被害家庭の世帯主よりかなり多い⁽³⁶⁾。また、表1に鉱業や建設業といった分類が存在しないことから、相対的に農業や肉体労働、ブルーカラー労働者が被害家庭に少なかったことを推測できる。他方で、管理的職業従事者、技術者、教員、芸術家等が存在していることから、社会階層の高い家庭が多かったといえるだろう。

続いて、被害家庭の収入について次頁表2から検討する。第一に、ほとんどの場合世帯主の収入が家計を支えていた。妻の収入の「非該当」51名は農家か専業主婦だと考えられる。表1によって農家世帯が少ない可能性が高いことを指摘した点も踏まえれば、専業主婦が大半だったといえるだろう⁽³⁷⁾。第二に、世帯月収について、ボリュームゾーンが3万～6万となっている。1965年の勤労者世帯の平均月収は、実収入が6.5万円で、うち世帯主が5.4万、妻が0.3万程となっている⁽³⁸⁾。これと比較した時、父母の会の被害者家庭には月収7万以上の高所得者世帯が一定数存在するものの、多くの世帯は勤労者世帯の平均月収を下回っている。総収入が、世帯主と妻の収入の和を上回っている場合が多そうなのは、不労所得収入等が含まれるためであろう。

被害家庭の居住地域についてもみてみたい。財団法人いしずえ⁽³⁹⁾による1975年の調査報告書では、サリドマイド被害児と、申請をして被害児とは認められなかったが調査に応じた家庭の居住地が示されている。その結果、サリドマイド被害児は「北は北海道から南は沖縄まで全国にわたっていますが特に東京、大阪、名古屋、北九州などの大都市及びその周辺に多く、東北、山陰に少な

(32) 増山元三郎(1971)『サリドマイド——科学者の証言』東京大学出版会、59頁。

(33) 子供たちの未来をひらく父母の会(1966)『サリドマイド禍家庭の実態調査報告』(資料番号:0006P0063)。

(34) 同上1頁。

(35) 会員のうち「サリドマイド児ではない身体障害児をもった者の多くが、調査対象となることを辞退してきた」同上、2頁。

(36) 総理府統計局、総務省統計局『昭和40年度国勢調査報告書』。

(37) ただし、障害児の出生をきっかけとして専業主婦になった場合も多かったと考えられる。

(38) 総務省統計局『昭和40年度家計調査年報』。

(39) 正式名称は「公益財団法人いしずえ サリドマイド福祉センター」。和解時の「確認書」にもとづき、国及び大日本製薬株式会社が被害者家族全員に損害賠償金を支払うとともに、各種の福祉政策をとるために1974年に組織された。

表1 世帯主の職業

分類	人数 (%)
技術者	4 (6.0)
教員	3 (4.7)
医療保険技術者	1 (1.6)
芸術家	1 (1.6)
管理的職業従事者	9 (14.3)
事務従事者	13 (20.6)
交通・通信事務従事者	1 (1.6)
販売従事者	7 (11.1)
仲立売買従事者および類似職業従事者	3 (4.8)
農林業従事者	1 (1.6)
陸上運輸機関運転従事者	3 (4.8)
その他の運輸従事者	2 (3.2)
製造業	12 (19.0)
保安サービス従事者	1 (1.6)
分類不能	1 (1.6)
回答なし	1 (1.6)

表2 被調査家庭の収入

月収 (円)	人数		
	世帯主の収入	妻の収入	総収入
5,000 以下	-	4	-
5,001 ~ 10,000	-	1	-
10,001 ~ 20,000	-	3	-
20,001 ~ 30,000	6	2	3
30,001 ~ 40,000	21	1	16
40,001 ~ 50,000	15		16
50,001 ~ 60,000	5		9
60,001 ~ 70,000	6		5
70,001 ~ 80,000	3		4
80,001 ~ 90,000	1		1
90,001 ~ 100,000	1		1
100,001 ~ 110,000	5		2
110,001 ~ 120,000	-		0
120,001 ~ 130,000	-		1
130,001 ~ 140,000	-		1
140,001 ~ 150,000	-		1
150,001 以上	-		2
回答なし	-	1	-
非該当	-	51	-

出典) 表1・表2とも、子供たちの未来をひらく父母の会『サリドマイド禍家庭の実態調査報告』1966年(資料番号: 0006P0063)。

い」。一方で、「サリドマイドに似たような症状で、サリドマイドと認められなかった子ども達に関しては、」地域的に、出生年ともにはらつきが大きいという結果が導き出されている⁽⁴⁰⁾。

ここまで、サリドマイド被害家庭の収入や居住地域について検討してきた。その結果から、被害家庭の多くは、男性が主たる家計支持者で大都市周辺に住んでいたことがわかった。このような傾向が生じるのは、1960年前後の時期には薬品の消費文化や薬局や病院の利用のあり方に都市部と農村部の違いなど地域差が存在していたためであろう⁽⁴¹⁾。「インテリな家庭」という言葉には、核家族や高学歴・高収入というイメージが付随していたのではないかと考えられる。しかし、「インテリな家庭」が多かったとしても、被害家庭が相対的に裕福であったとは必ずしもいえないことも明らかとなった。また、父母の会会員以外にも多くの被害家庭が存在していたことや、被害児の出生に伴い女性が離職したことも多かったであろうことに鑑みれば、より注意深い検討が必要である。高野哲夫は被害家庭の特徴について「被害児の親の生活環境は、看護婦、ホステスなど深夜業で、昼間に睡眠をとる必要のある職種、道路脇に住んでいるため騒音で苦しんでいるなどの理由で服用したものが多かった」と述べている⁽⁴²⁾。事実、映画『典子は、今』で著名な白井のり子の母は

(40) 財団法人いしずえ(1976)「76みんなは今…実態調査中間報告書」(資料ID: 0006P0068)。

(41) 伊藤公雄は、1980年代に薬の利用に関する意識調査を実施し、その結果風邪薬や胃腸薬と比べると睡眠薬や精神安定剤の利用頻度がかなり低かったことを明らかにしており興味深い。前掲伊藤「日本人と薬」。しかし、言うまでもなく今回の検討は薬品の消費と社会階層の関係を検討する上では不十分であり、今後の課題である。

(42) 前掲書『戦後薬害問題の研究』20頁。

看護婦であった。また、高所得者層においても治療費や裁判の費用負担は軽いわけではなかったであろうことも付け加えておきたい⁽⁴³⁾。

(3) 子供たちの未来をひらく父母の会の活動

サリドマイド事件は、訴訟に至った日本の薬害事件としては最初の事例である。一方で、飯田ら父母の会は、訴訟ではなく福祉を充実させることを念頭に活動をはじめていた。父母の会に先んじて最初に提訴したのは、豊橋のYらサリドマイド禍奇形児救済両親連盟で1963年6月17日のことであった⁽⁴⁴⁾。父母の会がすぐに裁判闘争に向かわなかったのは、当時会の活動を率いていた飯田と事務局長の荒井の影響が大きかったと考えられる。荒井は、「訴訟を起こしたい、という意見が」父母の会内部で強くなった際に反対理由を述べている⁽⁴⁵⁾。一つは、原告の時間的・経済的な負担が重いことである。二つ目に、賠償金を獲得したとして「そのお金で、手や足の悪い、あるいは耳の悪い、その他障害のある子供の、何が“しあわせ”になるでしょう」「子どものために必要な治療や訓練の“具体的”な方法を追うのが正しいと信じます」と述べている。また、損害賠償を得たところで障害に対する理解の不足する日本社会では「“人権”ということが“金”ですりかえられるだけではありませんか」とも批判している。それ故荒井は、裁判よりも小児病院建設を中心に障害者福祉の充実に力を注ごうとしていたのだった。

これに対して飯田は「従来訴訟問題についてきわめて慎重であった」理由として、薬品と奇形発生の因果関係を証明することの困難、裁判が長期化した際の原告の費用負担、上述した豊橋のYの行動に対する世論の非難などを挙げている⁽⁴⁶⁾。

それでは、父母の会はどのような活動を実施していたのか。残念ながら、公判開始以前の1960年代には機関紙作成などの活動が活発ではなかったようで、現段階では活動の詳細を知りうる資料を見つけれられていない。だが、その中でも中心的な取り組みだと思われる「青い鳥マッチ運動」に触れておきたい。父母の会を率いていた飯田と荒井は、会の中心的課題を子ども病院の建設に定めていた。青い鳥マッチ運動は、そのための資金集めの一環であった。この運動は、フィンランドで障害児のためにマッチ募金を実施していたのを参考にしたもので、1964年末から開始された。父母の会のシンボルマークとイラストの印刷されたマッチを販売すると、一個あたり50銭が父母の会に寄付されるというものだった⁽⁴⁷⁾。滑り出しは好調で、「一九六五年度に父母の会に寄せられた寄付金は、月平均にして六〇万円」に達していた⁽⁴⁸⁾。この頃を振り返った原告の一人は、「今思えば、皆の気持ちが一番も純粋に燃えていた時期」だったと述べている⁽⁴⁹⁾。公判二年目に入る1972年初頭にある原告が「他の公害裁判の原告の人達にくらべて私達は何かにつけて声が小さすぎるの

(43) 医療費等がかさんだ結果「生活保護階層の生活を強いられることになってしまった」人物のエピソードも存在する。前掲『子供たちの未来をひらく父母の会史』10頁。

(44) 前掲書『サリドマイド事件全史』75頁。

(45) 荒井良「サリドマイド禍民事訴訟に関する反対意見」前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』101頁。

(46) 飯田進「訴訟にかんする私の意見」前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』95-96頁。

(47) 同上、16-17頁。

(48) 前掲書『青い鳥はいなかった』95頁。

(49) 前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』64頁。

ではないでしょうか⁽⁵⁰⁾と述べているのと比較しても、マッチ運動が被害者ら自らの手によって盛り上げられていたことを想像できる。

しかし、程なくして「病院建設資金を、マッチ寄附金のみによって充当することは不可能」という現実が明らかになる⁽⁵¹⁾。だが、支援者にはあくまで寄付金のみで病院建設を成し遂げる強硬な意見を主張する者もいた⁽⁵²⁾。こうした中、「六八年の年を迎えようとする」時期には、「六五年六六年の運動は、組織活動を知らず運動そのものに未経験な諸君が確たる運動方針もなく、ただ情熱だけに訴えてすすめたものであったため、うわついた暴走のいくつかの面が」あったと回顧された。そして、寄付金だけで病院を建設できなくとも「一個の青い鳥マッチ、それは一五銭⁽⁵³⁾の寄付金である。そこには計算というものが無い。そこには人を動かす場だけがある」といった形でマッチ運動の社会教育的な側面が見直されていた⁽⁵⁴⁾。一方で、別の資料では、父母の会が「施設の経営に手を染めたがり」「施策や予算を政府と与党にお願いたてまつ」っていたが、そのようにして施設を建てた団体が「自民党と厚生官僚の忠僕となって意のままに動き廻っている」ことが指摘され、重要なのは障害者の「人権を回復」することだと述べられている⁽⁵⁵⁾。後者の資料は、父母の会が進めてきた病院建設などを批判する内容にも読める。残念ながらこれらの資料の作成者がわからないため、これ以上の検討は難しい。しかし、少なくとも1960年代後半の父母の会には、このように運動の理念を再確認する動向が存在していた。

3 裁判の開始と被害者

(1) 東京地裁へ提訴

ここまで、公判開始以前の父母の会の活動や姿勢についてみてきた。父母の会は当初、裁判を起こすのではなく、子ども病院建設など福祉の向上を目的として活動していた。また、訴訟の提起された1965年代以降も、運動の理念を確認する動きが存在していた。一方で、1965年には父母の会会員の一部が原告となり、国と大日本製薬を被告として東京地裁へ提訴するに至る。すでに述べたように、父母の会内部にも当初から裁判提訴へ向かう動きは存在していたようであり、裁判へ踏み切らない飯田は内外から厳しい批判にさらされていた⁽⁵⁶⁾。そのような中、裁判に踏み切った理由について飯田は、①時効の期限が迫っていること②サリドマイドの催奇形性を認める世界的な情勢の変化③同時代の薬害事件を契機に薬務行政と製薬会社に対する批判が高まっており反省と自覚を促すべき④医師会など他の団体の組織的応援を得ることが可能であると判断されることなどを挙げて

(50) 『サリドマイド』第13号、1972年3月1日（資料ID：0006P0004）。

(51) 飯田進「父母の会のありかたと青い鳥運動の前進のために」前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』109頁。

(52) 「メモ（青い鳥十字運動について）」（資料ID：0006P0131）、執筆者不明。

(53) 筆者が確認した限り、他の資料では一個あたり50銭の寄付となっているため、誤りだと思われる。

(54) 前掲「メモ（青い鳥十字運動について）」。

(55) 「メモ（基本路線について）」（資料ID：0006P0131）、執筆者不明。

(56) 前掲書『青い鳥はいなかった』52頁。

いる⁽⁵⁷⁾。こうして1965年11月23日、全国の被害者27家族が国と大日本製薬、セイセー薬品工業に対し、損害賠償の支払いを求め東京地裁に訴えたのである⁽⁵⁸⁾。但し、この時原告となった父母の会会員は一部であり、被害者は原告と非原告に分かれることとなった。また、飯田は一貫して訴訟に反対していた荒井を父母の会事務局長から解任していた。しかし、解任した責任を感じてか、自らは原告に名を連ねなかった⁽⁵⁹⁾。

この裁判は、提訴こそ1965年だったものの、公判が開始されたのは準備期間6年を経た1971年であった。公判開始に際して、原告団は機関紙の発行を開始するなど、俄に盛り上がりを見せていた。原告団は裁判に臨むにあたり声明書を発表し、その方針を定めている。そこで決議されたのは、第一に、障害児と薬品の「①因果関係を明らかにし、②国と大日本製薬などが薬品の販売と回収措置について、いかに国民の生命と健康を無視し、企業の利潤追求のみをはかったことを明らかにし、③国と製薬会社の過失を明確にする」。第二に、「被告らが、これらの責任を認め、原告のみならず、全サリドマイド被害児の生涯の補償の制度を確立するまで徹底的に闘う」。第三に、「私たちのこれらの運動が、サリドマイド被害児のみならず、全心身障害児の福祉の向上に寄与し、また、第二、第三のサリドマイド禍の発生の防護壁となり、薬害、公害等の人類の生活環境破壊の防止運動の一翼となることを希望する」というものであった⁽⁶⁰⁾。第一の点には、裁判で勝ち獲る具体的な事項が書かれている。他方で、第三の点で、当該裁判が「全心身障害児の福祉の向上」や「公害」と結び付けられ意義付けられている点に注目したい。これは裁判の意義を広く社会に訴えるためであり、また父母の会がサリドマイド被害児だけの団体ではなかったことも影響している。国家と大企業を相手にするためには、より多くの利害を巻き込み、社会から支持を得る必要があったのだろう。しかしながら、裁判の意義を広く設定したことは、後にみるように原告と支援者の間に亀裂をもたらすことにもなった。

(2) 裁判に対する被害者の姿勢

ところで、飯田・荒井といった運動を率いていた人物の意見を主に扱ってきたが、他の被害者たちは薬害被害や裁判についてどのように考えていたのか。被害者の手記などが掲載された書籍『ママ、テレビを消して——サリドマイド一母と子の記録』⁽⁶¹⁾と団体の機関紙を用いて検討したい。

『ママ、テレビを消して』は、被害児と母の手記などを収集した作文集で、編者の平沢は発刊の狙いについて次のように述べている⁽⁶²⁾。

(57) 「訴訟にかんする私の意見」前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』95-97頁。

(58) 全国サリドマイド訴訟統一原告団、サリドマイド訴訟弁護団編（1976）『サリドマイド裁判 第一編総括』サリドマイド裁判記録刊行委員会。最終的に父母の会の賛同者を中心に全国の被害者22家族が原告になり、後に第二次集団訴訟で13家族が提訴している。前掲書『サリドマイド事件全史』106頁。

(59) 飯田進「父母の会会員に訴える」前掲書『子供たちの未来をひらく父母の会史』77頁。

(60) 『サリドマイド』第11号、1971年12月27日（資料ID：0006P0004）。声明書の日付は1971年11月21日。

(61) 平沢正夫編（1971）『ママ、テレビを消して——サリドマイド一母と子の記録』祥伝社。

(62) 同上書、214-215頁。刊行時期が1971年12月となった理由は、裁判の山場であるレントン医師の来日に合わせたためである。『サリドマイド』第7号、1981年8月1日。

ほとんどすべてのサリドマイド児が小学生になっているこの時期に、作文集を刊行して、一つの記録をのこしたい、それをつうじて、サリドマイド被害児が感じ、考えていることを世に訴えたい、というのが私のネライだった。

表3に示した本の構成をみると、副題にある通り、母と子＝被害児の作文・手記が中心となっていることがわかる。子どもたちの手記には日常生活を綴ったものが多く、同情を誘うエピソードも多数紹介されている。本の終盤には「決意」というタイトルで子どもたちが夢や目標に向かう姿勢が示され、裁判

に対する思いも登場する。「母親」の手記については後述する。これらを挟み込む形で配置されているのが、まえがきや第九章、あとがきに配置された男性の文章である。ここで本書や裁判の意義などが論じられ、副題とは打って変わって運動のリーダーが父や男性であることが暗に示されているようにもみえる。事実、本書の編集は最終的に男性の手によってなされていた。被害児の母 T.S は、「あれだけのまえがき、あとがき、が書かれたのなら、お母さんが参加した事を一言ふれてほしかったというのが正直な気持ちです」「私達がまとめを一任してから、又お父様方の文章が増えてスペースが足りなくなるとかで、数人のお母さんの文章が無断でカットされた事も大きな不満」と述べている⁽⁶³⁾。本書の編集が運動を率いる男性によって恣意的になされたことに注意しつつ、以下では主に被害児の母による手記を読み解いていきたい⁽⁶⁴⁾。

被害児の母の手記には、ある程度定式化されたストーリーが存在する。「三十すぎて初めて子どもを得た夫に、人に見せられないような奇形児しか産んであげられなかった」（鳩飼）と自分を責め、「幾度となく親子ともども死を選ぼうと思ったことか」（F.Y）と思い詰める。「生きていてくれた」という喜びを感じ」（K.S）、「この子はみんなで大事に育てなければ」（H.A）と思い直すのには相応の時間を要した。子を育てる「母親としての責任を自覚」（S.U）した母は、子が偏見や差別に負けないよう「強くあれ たくましくあれ」と育ててきた（S.U）。

ところが、やがてその原因がサリドマイド剤だと判明すると、薬を飲んだことが「悔やまれて、

表3 『ママ、テレビを消して』の構成

親愛なる子どもたちへ…W・レンツ (西独ミュンスター大学人類遺伝学研究所長)
この本を読まれる前に…飯田進 (子供たちの未来をひらく父母の会)
まえがき…土佐林一 (東京都心身障害児福祉センター)
第一章 なりたくてなったんちがうのに〈子どもたちの手〉
第二章 どうか、ママを許して〈母親の手紙と詩〉
第三章 みんな、ほんとうにありがとう〈家族と学校生活〉
第四章 うれしいこと、かなしいこと〈夏休み〉
第五章 その瞳、いつまでも清く〈母親の手記〉
第六章 つゆくさは、かわいそうだね〈子供たちの作品〉
第七章 サリドマイド児を受けもって〈先生の手記〉
第八章 ぼくはがんばるぞ〈決意〉
第九章 開かれた道をつくらねばならぬ〈父親の手記〉
あとがき…平沢正夫 (編者)

(63) 「『ママ、テレビを消して』を手にして及び雑感」『さーちらいと』No.38, 1971年1月25日（資料ID: 0034P2-12）。

(64) 以下、本項の記述は特に断りのない限り前掲書『ママ、テレビを消して』による。引用した際には、書き手の名前かイニシャルを（ ）に示す。

悔やまれて、残念です」と別種の後悔が訪れる (S.N)。しかしその一方で、自分自身が原因でないとわかったことに「ずいぶん救われた」⁽⁶⁵⁾と同時に、国や製薬企業に対して「激しい怒りを覚えた」(鳩飼)⁽⁶⁶⁾。こうして、裁判を戦うことの意義が母親によって語られていく。障害児出生の要因が薬害だと判明することは、遺伝を疑われ親族に迷惑をかける恐れからは逃れられるものの、薬を服用した自分自身の責任と向き合うことになった。その結果、「それ以来、大日本製薬の薬はこわくて手を出しておりません」(M.C)と薬に対する意識を変化させもした。しかし、そんな母たちは裁判に向き合うことで、薬を服用した自らの責任以上に、我が子に障害をもたらした国と製薬企業の責任を問う方向へ向かったのではないか。

一方で、被害者には「非原告」も多数存在していた。非原告の裁判に対する思いが綴られた資料はあまりないが、ここでは裁判開始当初「非訴訟派」で、後に積極的に裁判に関わるようになったT.Sについてみてみたい⁽⁶⁷⁾。父母の会会員で被害児の母T.Sは、飯田や荒井の考えに同調しており、提訴時には第二子、第三子の育児に追われてもいたため、訴訟からは距離をとっていた。しかし、出身地が水俣に近く、同時期に公害問題が世間を賑わす中で「意識の低かった自分に気づくことになる。注目されるのは「子供たちの苦しみを遠いとどこでしか理解していなかった」理由として「重症の子供さんを持った御両親とは、どうしても同じ〇〇^[次元カ]に立つ事はできないのだという苛立ちとかひげ目みたいなものを感じて」いたと述べている点である。T.Sの場合、子の障害の程度が相対的に軽く、私生活にも追われる中で裁判や運動と心理的な距離が生じていた。被害児の障害の形は一様ではなく、そういった諸条件が被害者間に距離を生み出す要因となっていた。

こうした被害者を周囲の人間がどう観察していたのか、支援者の平沢正夫による言説を紹介しておきたい。

この原告たちは、市民の権利意識にもえて、厚生省と大日本製薬を糾弾するために、訴訟をおこしたのだとはいいいにくい。むしろ、子どもたちの奇形の原因が、遺伝その他の内在的なものではなく、外からあたえられた薬によることをハッキリさせ、コンプレックスから解放されたい、それによって、親自身も、きょうだいや近親者も、肩身の広いおおいができる。そういった祈り、あるいは義務感から、訴訟にたちあがった家族が多かった⁽⁶⁸⁾。

被害者の特に母にとって、薬害被害者と自認することは、障害児を産んだ後ろめたさや罪悪感から自身を解き放つ意味を持っていたことを平沢も読み取っている。しかし、このような被害者の心情と、先に述べた裁判に向かう理念との間には、あまりにも大きな懸隔が存在していた。

(65) 鳩飼きい子 (2001) 『不思議の薬——サリドマイドの話』潮出版社, 39 頁。

(66) 前掲書『ママ、テレビを消して』127 頁。

(67) 以下、T.Sについては全て『さーちらいと』No.27, 1971年2月25日(資料番号:0034P2-12)。

(68) 前掲書『ママ、テレビを消して』211-212 頁。

4 名倉妙子とサリドマイド事件

(1) 裁判の経過と名倉ノートの概要

東京地裁のサリドマイド裁判は、1971年2月に弁論が開始されてから着実に進行した。西ドイツから招聘したレントン医師による陳述などを経て、障害とサリドマイド剤の因果関係や被告の過失が明らかになると、1973年頃からは被害の立証に焦点がうつった⁽⁶⁹⁾。一方で、裁判の内容が高度に専門的であったため、裁判そのものは弁護士任せとなっていた⁽⁷⁰⁾。サリドマイド事件に関する資料の中には、原告自身が事務局や弁護団に甘えすぎているというような言説が度々登場する⁽⁷¹⁾。

諸外国では、被害者と国・企業との和解という形での解決が進んでおり、厚生省も1971年11月頃に和解の意志を固めていたことを川俣が明らかにしている⁽⁷²⁾。和解の調印式は1974年10月13日に行われ、被害者は「賠償金と物価スライド条項付年金の支払い、福祉施策の充実と福祉センターの設立を約束」された⁽⁷³⁾。

和解に至る過程では、原告、非原告、支援者、弁護士各々の利害がぶつかり、多くの対立が生まれた。こうした過程については、川俣による詳細な検討がすでに存在している⁽⁷⁴⁾。本節では、原告団と支援者の対立について、原告団事務局員の名倉妙子が残した名倉ノートを用いて検討する⁽⁷⁵⁾。名倉ノートは、1971年6月から1974年12月にかけて13冊のノートに綴られた記録である。記載内容は原告団事務局における業務の記録が大半を占める。一方で、原告団事務局を訪れた関係者との会話、名倉が出席した会議の記録、名倉妙子自身の感情や思いなどが時折記載されており、そうした記述は和解終結に進む1973年末から増加する。川俣によると、名倉は自身の出生や私生活をあまり語りたがらなかったようで、プロフィールの多くは謎につつまれている⁽⁷⁶⁾。名倉ノートにも、名倉自身の私生活の記載はほとんど存在しない。また、名倉ノートの記述には、名倉の考えなのか、他者との会話の記録なのか判然としない部分もあり、史料批判が困難というデメリットが存在する。しかし、組織の資料には記録されない類の発言や個人の感情を読み取れる箇所も存在しており、上記の欠点を差し引いても利用する価値があると考えられる。

(2) 名倉の心情の変化⁽⁷⁷⁾

被害者らのもとに和解の話がもたらされたのは1973年12月7日のサリドマイド裁判勝利のため

(69) 前掲書『サリドマイド事件全史』。

(70) 同上書、92頁。

(71) 例えば、『サリドマイド』第7号、1971年8月1日（資料ID：0006P0004）。

(72) 前掲書『サリドマイド事件全史』159-166頁。

(73) 『サリドマイド』第38号（最終号）、1974年12月1日（資料ID：0006P0004）。

(74) 前掲書『サリドマイド事件全史』。

(75) 正確な資料名は「名倉ノート」と「名倉日記」（資料ID：0051-1-021）。いずれも川俣が命名したもの。煩雑さを避けるため本文中では「名倉ノート」に統一する。

(76) 数少ない写真を見る限り、当時40代位だったと思われる。写真は川俣氏の提供を受けた。

(77) 以下、特に断りのない限り本節の記述は全て「名倉ノート」による。（）内は名倉ノートに記載された日付。

の関西集会の時であった⁽⁷⁸⁾。これを受けて12月13日の原告団会議では、早速和解について話し合われている。この日の名倉ノートには、「和解の話は、今迄にも一方的な形式で何回もあったが」「結審も間近いという段階で今更という感じ」「毅然とした態度をとって和解が何時でも蹴れる態度を示すこと」と記されている。同月20日の関係者の会議では、支援者の川俣から「なぜ急いで和解のテーブルに着くのか」という質問があり、弁護士が「因果関係を認めさせるのは口でいうほどやさしくない」、原告らを「早く楽にしてあげる必要がある」、「私は判事は頭が固いと思っている」等の理由が説明されている⁽⁷⁹⁾。同月23日には、早くも第一回和解交渉が開始された。

名倉ノートには、この頃から名倉の意見が度々登場するようになる。1974年1月18日には「私は昨年12月和解の話が出てからの原告団をみていると必ずしも足並みが揃っているとは言い難いと思っている」とあり、原告団の不協和音を感じ取っている。

和解交渉開始当初問題となっていた事の一つが、支援者を交渉の場に入れるかどうかであった。川俣は、他の支援者に対して「支援してやっているのに和解の席に入れろというムードで馬鹿々々しい」(1月11日)と批判しており、支援者間にも溝があった。一方で川俣自身も「和解交渉の場を非公開にしておき乍ら、支援者を無視した態度でいながら、困った時、必要な時だけ、何をしてくれるか、どういう支援をしてくれるかというのは、随分勝手なひどい態度だと思う」(2月8日)と電話で名倉に述べていた。こうした原告の身勝手さを感じていたのは名倉も同様である。しかし、この時「報酬を求めてやるのなら誰でも出来る。私は其処迄自分を下げたくない何かがある。それは、或る意味でこのTH問題⁽⁸⁰⁾は、私自身の問題でもあると思えるから、自分ために自分が真^(ママ)になるのは当然であって、人に何かを求めることが間違いなのだと思う」(2月8日)と記している。名倉は、サリドマイド事件に関わることに金銭では換えがたい自分なりの意味を見出していたため、原告に多くを求める必要はないと考えていたのだろう。

和解に際しては、非原告の扱いをどうするかも重要な争点であった。名倉は、更田弁護士が「原告は、勝手な面があり原告、非原告の差をつけたいという様な点は納得できない」と発言したのに対して、原告の負担と苦労や、提訴時に非原告から「子供をだしにして金がほしいか」と批判されていたことを引き合いに出し「非原告の方が身勝手」な側面もあるとの考えを綴っている(3月19日)。名倉は、原告団事務局員として、原告の活動を最も近くで見えてきた支援者の一人であった。それ故か、名倉も原告の身勝手さに辟易することはあれど、原告に寄り添う姿勢もみせていた。

ところが、和解交渉が進むにつれ、こうした名倉の姿勢は変化していく。その一つのきっかけは、4月6日に行われた原告と被告の秘密交渉であったと考えられる。この日、交渉の場へ名倉も足を運んだところ、「西田先生ウロチョロして私を交渉の場より何とかして追い出す事にやっきとなっている。理由は、原告当人でないからだろう。」という状況だった。名倉は席上で「私は私の思った仮を話した」が、原告の一人から「原告と事務局との間にも一線を引くべきであるとの発言も」あった。これに対して名倉は、「原告が色々発言し行動出来る様なお膳立は、私が4年も5年もかかってして来たと思うが、自分達の力がついてくれは事情を知っているものは目の上のたんこ

(78) 前掲書『サリドマイド裁判』、前掲書『サリドマイド事件全史』228頁。

(79) 前掲『サリドマイド事件全史』235頁。

(80) THはサリドマイドの意。

ぶ的存在に早変わりさせられるのか」と失望した様子を綴っている。これ以後、名倉ノートの記述には明らかに変化がみられ、折に触れて原告や弁護士に対する不満や批判が綴られるようになる。

(3) 名倉にとってのサリドマイド事件

それでは、名倉は何に対して批判的だったのだろうか。名倉の批判を分析することで、名倉がサリドマイド事件に関わる中で大事にしていたことが何だったのかを考えたい。

一つは、一部の原告と弁護士の身勝手さである。すでに述べたように、名倉は原告の身勝手さを感じながらも許容していた。しかし、1974年4月以降批判が先鋭化していく。例えば、5月27日に支援者の〔K〕が来所した際には「THエゴ、原告エゴは許されない。TH運動をもとにして全障害児の運動、全障害児問題にとり組むと口では勇ましい良い事を云い乍ら、実際はTH、しかも原告のみに片寄っている（交渉）^(ママ)現状で、しかも交渉も一部原告と弁護団のものになりつつある」と書かれており、交渉が一部の原告と弁護士によって進められることを憂慮していたことがわかる。この「THエゴ」や「原告エゴ」は何を意味するものか。同日の名倉ノートには「TH問題は一部の原告幹事のものでもないし又、原告のみのものでもない。非原告すべてを含む、全THの問題である」とも書かれている。原告団が裁判の意義を非原告や一般の障害者まで含むものとしていた点は上述した。それにもかかわらず、和解交渉が一部の原告と弁護士によって進められていたことを名倉は批判しているのである⁽⁸¹⁾。また、弁護士に対しては、弁護士が原告を顧みずに交渉を進めている点を批判し「原告は依頼者である。従って、弁護士は先づ第一に依頼者の意見を最も尊重し、取り入れるべきである」と書き記している（6月7日）。

二つ目に、事件の解決が賠償金の問題に終始した点である。川俣は、1972年の段階で弁護団が法廷外で厚生省と接触し、損害額の立証をしていない段階から和解金に関するやり取りをしていたことを明らかにしている⁽⁸²⁾。また、和解交渉では裁判の目標であったはずの「因果関係過失責任の確定文書を取れず、賠償額が先に決ま」った（6月22日）。賠償金の議論ばかり先行する状況を憂慮する名倉は「THが含んでいる社会問題、それに附随する障害児問題、一般福祉問題を唯、賠償の金額ですり替えられてしまうことは、何としても納得出来ない」（6月7日）と批判している。

三つ目に、名倉は「本当の被害者」である子どもが置き去りにされたまま交渉が進められたと考えていたことである。ここまで述べたように、裁判から和解に至る過程が一部の原告と弁護団の独断によって進められ、特に和解交渉が賠償金問題に収れんすることに名倉は強い抵抗を感じていた。その源にあったのは、名倉が「本当の被害者」だと考える被害児が置き去りにされたまま交渉が進められたことである。名倉は、原告の身勝手さを批判する文脈で「親と子供は一体ではない。子供は親の持物ではない。子供は子供自身なのだ。（中略）子供の為に涙を流すのが親ではない。真の子供の幸せを願って、どんな強大な力をもったものにも勇気をもって立向う精神と行動力と愛情をもっているのが親ではないのか」（1月18日）と家族観を披瀝している。また、「親が被害者

(81) この点に関しては、支援団体も「原告は被害者全体の立場にたつこと」を求めており、支援者に共通していた。『くすり地獄！』第24号、1974年1月1日（資料ID：0006P0004）。『くすり地獄！』は、「サリドマイド事件を支援する市民の会」の機関誌。

(82) 前掲書『サリドマイド事件全史』216頁。

意識を強くもつことは危険極まりない。親は加害者の一人であり、又支援者であるという自覚を常に忘れないで欲しいと思う。確かに広い意味では、親も被害者には違いないが、被害者意識をもつことは危険であり、本当の被害者は子供自身なのである。」(5月27日)とノートに記している。名倉は、「本当の被害者」は子どもであり、まだ自分で権利を主張することができない子どもを愛し、守ることが親の務めだと考えていた。しかし、原告らが賠償金に執着することは名倉の抱く理想の家族像からは乖離しており、それが名倉を失望させる要因であった。

ところで、名倉は「非原告の方が身勝手」な時もあることや、原告が背負ってきた負担も理解していた。早期に和解し、賠償金を獲得することの切実さを理解できなかったわけではないだろう。それにもかかわらず、名倉が批判や怒りをノートに書き記すようになったのは何故なのか。和解交渉が進むにつれ、名倉ノートに原告・弁護士への批判的記述が増える過程を述べてきたが、それと相反して賛辞を贈られていたのが厚生省薬務局長の松下廉三である。松下について名倉は、「真面目で正直な性格だと思う。政治家タイプではない。つまりは誠実ということ」(9月7日)、「どの様な批判、非難も、又、賛辞も謙虚に甘受する覚悟が見受けられた。私も人にあの様な美しさを感じて貰える様 仕事を全うしたい」(10月7日)とその誠実さや謙虚さを高く評価しており、原告や弁護士への批判と対照的にみえる。責任や謝罪の問題を飛ばして賠償金の交渉をしたり、非原告や全障害者の問題を置き去りにしようとする原告や弁護士は、名倉にとって誠実さや謙虚さが欠けたように映っていたのではないのか。誠実に本当の被害者=子どもに向き合うことが名倉の求めたものだったのではないだろうか。

おわりに

最後に、本稿の分析視角として設定した「消費」と「家族」に関わる形で結論を述べる。

(1) 消費者災害としての薬害

飯島の議論で示されたように、薬害は資本主義社会の矛盾が工場から全国の消費者に及ぶ消費者災害の一つである。そのため、サリドマイドの被害者家庭も全国に存在していた。一方で、1960年前後において、つわりを抑えるために睡眠薬を服用することは、川俣も述べるように一般的ではなかったと思われる⁽⁸³⁾。第2節の分析では、被害者には都市部に住む専業主婦が多かったことを指摘した。無論、被害者がそうした特定の社会階層にのみ限られるわけではない。だが、性別や社会階層によって消費文化に差異が存在したことが薬害被害の広がり方に規定性をもたらした側面はあるだろう。

消費との関係ではもう一点、薬を消費する意識の変化も指摘した。障害の原因が薬害だと判明したことは、遺伝的影響を疑われた「妻」の劣等感からの解放をもたらしたが、自らが薬を服用したことによって子に障害を負わせた「母」の責任を突き付けた。それを契機に原因企業の薬品を使わなくなるなど、薬を消費する意識に一定の影響をもたらした。しかし、多くの母親たちは消費者と

(83) 前掲書『サリドマイド事件全史』5頁。

しての責任を自覚する以上に、製造元の企業と簡単に製造を許可した国家の責任を意識することになったと考えられる。無論、このこと自体責められることではない。だが、サリドマイド裁判が行われていた1970年代には、消費者問題の側で環境や安全性への関心が高まっていたことが指摘されている⁽⁸⁴⁾。管見の限りではあるが、サリドマイド薬害被害者が消費者運動に積極的にコミットしなかった原因はここに存在するのかもしれない⁽⁸⁵⁾。

(2) 薬害と家族

すでに述べたように、被害者家庭には都市部の専業主婦世帯が多かったと考えられる。だが、それ以上に重要なのは、運動に積極的にコミットできたのが、比較的時間に余裕があり、性別役割としての育児担当を規範付けられた専業主婦層だったことだろう。だが、それは裏を返せば「不幸な子」を産んだ母に罪の意識を負わせるものでもあった。それ故、障害児を産んだ母たちは負い目を感じ、ややもすれば「強く」「たくましく」子を育てる責任を自覚していったのである。

一方で、こうした家族に関する規範を内面化していたのは支援者も同じであった。名倉は、「本当の被害者」である子を置き去りにして、親の役目を果たさない原告を痛烈に批判していた。平沢も指摘する通り、原告の多くは薬害運動で掲げられた高い理念とは距離があり、その矛盾が和解交渉以降表面化したのだった。だが、原告の目前には育児と教育の問題があり⁽⁸⁶⁾、将来の不安もある中で結審まで戦うことを求めるのは過酷だったようにも思える。サリドマイド薬害の歴史は、各々の抱く理想の家族像が投影され、食い違い、揺れ動く過程でもあった。

家族との関わりで、最後にもう一つ、死児と捨子に関する問題を指摘しておきたい。サリドマイド被害児の中には、両親が不明で施設で生活を続けた被害児も存在していた⁽⁸⁷⁾。だが、捨子の被害児に対して「裁判の当事者・関係者はほとんど無為であった」⁽⁸⁸⁾。また、薬害によってそもそも出生できなかった子どもや、「生きる可能性をもちながら、その可能性を周囲によって奪われた」可能性も指摘されている⁽⁸⁹⁾。しかし、川俣によると和解交渉開始当初に「『サリドマイド児として出生し、その後死亡した事実が確認された場合には、原告団に準じた措置がとられるよう検討したい』と死者の遺族に対する金銭補償を行なうと発言したが、その後話題にもならず実行されなかった」⁽⁹⁰⁾。サリドマイド事件が家族をめぐる規範に強く規定されていたことは、その外側にいる者へ思いを及ぼせる想像力を限界づけてしまったのであった。

(はせがわ・たつろう 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員／元環境アーカイブズ・リサーチアシスタント)

(84) 満園勇 (2022) 「「かしこい消費者」規範の歴史的位罫」『社会政策』14 卷 1 号。

(85) 但し、支援者には消費者運動との連帯を模索する動きが存在していたことは指摘しておく。

(86) 和解時に被害児の多くは小学校高学年から中学生であり、体の発育や思春期の問題は切実であった。

(87) 宮本真左彦 (1981) 『サリドマイド禍の人びと——重い歳月のなかから』筑摩書房。

(88) 『サリドマイド』第 28 号, 1973 年 7 月 1 日 (資料 ID : 0006P0004)。

(89) ある支援者は、欧米に比べて日本のサリドマイド被害児の生存率が極端に低いことからこの可能性を指摘している。『サリドマイド』第 16 号, 1972 年 6 月 1 日 (資料 ID : 0006P0004)。高野哲夫も「闇から闇に葬られた被害児がどれほどいたことだろう」と述べている。前掲書『戦後薬害問題の研究』124 頁。

(90) 前掲書『サリドマイド事件全史』258 頁。